

産地品種銘柄について

令和2年3月2日

農林水産省
政策統括官

○産地品種銘柄について

○ 産地品種銘柄の設定に関する法令上の位置付け

農産物検査法（昭和26年法律第144号）
（農産物検査規格）

第11条 農林水産大臣は、農産物の種類及び**銘柄**ごとに、その量目、荷造り及び包装並びに品位及び成分についての規格（以下この条及び第33条第1項において「農産物検査規格」という。）を定める。

農産物規格規程（平成13年2月28日農林水産省告示第244号）

第1 国内産農産物

1 もみ

(1) 種類

水稻うるちもみ 水稻もちもみ 陸稲うるちもみ 陸稲もちもみ 種子
水稻うるちもみ 種子水稻もちもみ 種子陸稲うるちもみ 種子陸稲もちもみ 飼料用もみ

(2) 銘柄

イ 水稻うるちもみ

産地品種銘柄

産地品種銘柄は、次の表の上欄に掲げる道府県において生産された同表の下欄に掲げる品種とする。

水稻うるちの産地品種銘柄(例)

茨城県	福島県	山形県	秋田県	宮城県	岩手県	青森県	北海道	道府県	
一、あき号LきたうつこくソまはつちSト、D	ゆ瑞のりあう徳はり、きだ黄え、コたい金ぬちシこ二、きほヒま一み、みカち、つひのり、	いめ、シあっぱつききばれや、たい、短里こ及瑞、のま及び穂出ゆち、つひのり、ご金き、いこ、らさのちこ、りわちル、ののキどは老、まな、クン、金イなつの、かきいぶン、あき萌えり、えぬ、きみきつんの、くのり花ばめ、キSぐ山ラDみ、形リー、九、号コシ五は、シヒの、くカリま、雪舞ばり丸、Dサ、ひ二サ、と号ニ	ゆひニキシあめび号、きおき、ス、たば、つノ金こば、こミぶ、のま及ルぞバいちびきる、ふ、	秋田県 ゆひニキシあめび号、きおき、ス、たば、つノ金こば、こミぶ、のま及ルぞバいちびきる、ふ、	宮城県 一、号さ、あきク、ちげきイト未んたこ、ヨ未きこニ、ままシ春るち、前キ臨、え、こいみはたこのり、のぎきるちの、たまの、かてち老、やお、まりだコおの、てシきし花正ヒに、ずキ夢カいく、ラ、リリ、つ、ゆ、く五かきひば百ぐむとS川やすめD、	岩手県 れ金あ、色あきほのたむ風こす、まめサち舞サ、ニいミシわて、キ、つ、た、こ、ク、か、イ、た、か、の、け、ン、ゆ、め、し、萌、え、ト、き、み、ヨ、ら、の、ニ、ほ、り、シ、及、キ、銀、び、び、河、の、き、ん、し、お、び、ず、と、し、く、め、キ、リ、コ、シ、ヒ、カ、め、リ、	青森県 れりあき及びつたゆぶこまきゆまちは、あさゆきとめゆきほれ、コク、か、イ、た、か、の、け、ン、ゆ、め、し、萌、え、ト、き、み、ヨ、ら、の、ニ、ほ、り、シ、及、キ、銀、び、び、河、の、き、ん、し、お、び、ず、と、し、く、め、キ、リ、コ、シ、ヒ、カ、め、リ、	北海道 きそ彩、ささら、あかきや、ひめ、の地、え、星、まる、なる、お、つ、ぼ、ろ、づ、き、つ、き、かり、た、り、ん、く、り、こ、り、ん、つ、が、る、ツ、ル、シ、マ、ン、	道府県

○ 農産物検査に関する基本要領（抜粋）

産地品種銘柄の設定

銘柄設定等の申請等

※ 品種の特徴を把握するため、2年程度の栽培が必要

農産物検査法第11条第3項に基づく 意見聴取の場を設置 (地方農政局)

<関係機関等>

農産物検査に関する学識経験者、生産者団体、実需者団体、都道府県、地方農政局長等が必要と認める関係機関等

<設定要件>

次の要件の全てを満たす場合

- ① 農産物検査において、銘柄の鑑定が可能
- ② 農産物規格規程に定める品位規格の適用が可能
- ③ 育成者権の侵害行為を組成しない
- ④ 当該品種に係る銘柄検査を行う1以上の登録検査機関の見込みがあること

告 示

〔 農産物規格規程の一部改正 〕

銘柄検査の方法

品種関連情報等の事前収集

- ① 生産者別の種子更新等の状況把握
- ② 生産者別の品種別作付状況把握
- ③ 各品種の特徴等の把握 等

品種鑑定

- ① 粒形
 - ・ 粒の大小及び形状の確認
- ② 色沢等
 - ・ 色沢：その品種固有の色沢
 - ・ 皮部の厚薄：その品種固有のものかを判定
 - ・ 心白、腹白：その品種固有のものかを判定
 - ・ その他：縦溝の深淺とその箇所、胚の大小及びその形、粒揃いを観察し、その品種固有のものかを判定

銘柄判定

- ① 当該品種に異品種の混入が視覚により認められないこと
- ② 当該品種の特性・特徴（粒個々、粒群）が明確であること
- ③ 種子更新の状況及び品種別作付状況等の品種関連情報と受検数量等が矛盾していないこと